

1987年沖縄国民体育大会におけるナショナリズムの衝突（下） ——沖縄の特殊性と「日の丸焼却事件」の歴史的深層——

権 学俊ⁱ

本論文は、1987年の海邦国体ソフトボール会場で発生した「日の丸焼却事件」を事例に、国家統合の論理と沖縄の歴史的記憶との相克を検証したものである。国体開催に際し、厳重な生活管理や競技団体による会場変更を示唆した圧力が生じ、読谷村が模索した「日の丸・君が代」抜きの民意と地方自治の自律性は抑圧された。これに対し、チビチリガマの「集団自決（強制集団死）」調査に携わった知花昌一が抗議の日の丸焼却を断行した。事件は右翼による暴力や行政側の報復的措施を招き、その波紋は全国的な議論へと拡大した。刑事裁判において、当時法的根拠を欠いていた日の丸を「国旗」と表記した検察に対し、知花側は固有の「歴史の論理」を掲げて激しく対峙した。司法は「社会的慣習」を根拠に呼称の妥当性を追認し有罪判決を下したが、この過程で沖縄の戦争体験やナショナリズムへの構造的違和感という本質的問いは不可視化された。本事件はスポーツの「非政治性」という言説が内包する国家統合の暴力性を析出し、今なお日本の民主主義と地方自治のあり方に重い問いを投げかけている。

キーワード：海邦国体、日の丸焼却事件、沖縄戦の記憶、スポーツの非政治性、司法の論理と歴史の論理

目次

はじめに

1. 沖縄戦から海邦国体への射程 ―昭和天皇と「二度の切り捨て」
 - 1-1. 沖縄戦における住民犠牲の構造と軍民関係の特質
 - 1-2. 「天皇メッセージ」と日米安保の共犯関係
 - 1-3. 海邦国体と昭和天皇訪沖
2. 沖縄における「日の丸」「君が代」の受容と変容
 - 2-1. 祖国復帰運動と抵抗としての日の丸(復帰運動期)
 - 2-2. 復帰後の変質と「日の丸」の忌避
 - 2-3. 「戦後政治の総決算」と国家アイデンティティの再編
3. 海邦国体における「日の丸」強制と抵抗の諸相
 - 3-1. 文部省・自民党による「狙い撃ち」の圧力

3-2. 教育現場と諸団体の不服従

(以上、第62巻第1号)

4. 海邦国体と「日の丸焼却事件」の深層

- 4-1. 読谷村における「日の丸・君が代」強制への抵抗
 - 4-2. 沖縄戦の記憶と知花昌一の決断
5. 「日の丸焼却事件」における法的論争と社会的波紋
 - 5-1. 知花昌一の行動原理とその思想的背景
 - 5-2. 起訴の端緒と法廷の内外における社会的波紋
 - 5-3. 日の丸焼却事件の法的相克と「国旗」論争の歴史的文脈

おわりに―日の丸焼却事件が語るもの

(以上、本号)

i 立命館大学産業社会学部教授

4. 海邦国体と「日の丸焼却事件」の深層

4-1. 読谷村における「日の丸・君が代」強制への抵抗

1987年10月25日、海邦国体が、昭和天皇の「お言葉」を当時の皇太子（現上皇）が代読する形式で華やかに開幕した。しかし、この大会は、沖縄の戦後史の中でも、国家権力とそれに対する民衆の葛藤が露呈した歴史的転換点となった。大会の開催に際し、国家権力は「祝祭」の安全遂行を至上命令として大規模な治安維持・危機管理体制を構築していた。特に過激派による妨害工作やゲリラ事件を未然に防ぐテロ対策・警備計画として、沖縄県警は全国から特別機動隊などを動員した大規模な「CR 作戦」を展開した。

しかし、この国体警備を名目とした厳戒態勢は、実態として市民生活の広範な監視・管理へと直結していく。皇族の通過沿道では建物の全戸調査が行われ、通過時には「不敬」を理由に2階以上の窓の使用が制限された。さらには、精神疾患患者に対する事前調査、沿道住民の洗濯物干しの禁止、通過時間帯における包丁や鉾などの刃物使用制限に至るまで、極めて過剰な生活管理が敷かれたのである。また、反対派を排除するための「極左110番」の開設に象徴されるように、「国体成功」という大義名分のもとで市民の基本的人権が広範に毀損される事態となっていた¹⁾。このような、生活の隅々にまで及ぶ抑圧的な管理体制こそが、住民の不満を臨界点へと押し上げ、抗議行動を先鋭化させる直接的な背景となった。

こうした情勢下、読谷村で開催された秋季大会少年男子ソフトボール競技会では、国体における「日の丸」掲揚や「君が代」斉唱の強制に対する住民側の抵抗運動が高まり、10月26日の競技開始式の最中、会場のセンターボールに掲揚されていた日の丸を引き降ろして焼き捨てるという事件が発生した²⁾。

この「日の丸焼却事件」の背景には、沖縄戦をはじめとする戦争のシンボルとしての日の丸への強い

抵抗感、そして復帰後も解消されない米軍基地問題という現状に対する根深い反発が存在していた。本事件は、他府県の国体には見られない、沖縄戦の記憶と国家の象徴を巡る対立の深さを象徴する出来事として、メディアでも大きく取り上げられた。

読谷村は海邦国体の少年男子ソフトボール競技会場に予定されていたが、村当局は一貫して開始式での「日の丸」掲揚および「君が代」斉唱を行わない方針を堅持していた。この方針は「村の総意」であった。事実、読谷村議会は1986年12月20日、「日の丸掲揚、君が代斉唱の押し付けに反対する要請決議」を採択しており³⁾、住民からも8,000人もの掲揚反対署名が寄せられていた。この動きは広範な住民運動に支えられており、決議文は沖縄県知事、県議会議長、および県教育長に対しても提出されていた。山内徳信村長もこうした民主的な手続きを経た民意を背景に、日の丸・君が代を伴わない国体実施を模索していたのである⁴⁾。

しかし、国体開会を目前に控えた1987年10月23日、事態は急転する。日本ソフトボール協会の弘瀬勝会長は、読谷村が日の丸掲揚・君が代斉唱を拒否していることを理由に、これらの実施がなされないのであれば会場を他市町村あるいは他府県へ変更するよう沖縄県国体事務局に申し入れた⁵⁾。弘瀬会長は、『沖縄タイムス』の取材に対し、読谷村が以前から日の丸・君が代の押し付けを拒否する決議を行っていた事実を把握しているとした上で、国体開催要項に明記されている以上、日の丸・君が代の実施は当然の義務であり、沖縄県が開催を希望した以上、それらは付随するものだと言明し、実施されない場合は会場変更も辞さない強硬な姿勢を示した⁶⁾。

弘瀬会長によるこの「会場変更」の示唆は、スポーツにおける「非政治性の原則」がいかに欺瞞的であるかを白日の下にさらした。彼は「競技団体のルール」という一見すると中立的・非政治的な語り口を用いながら、その実態としては、沖縄戦の記憶という住民の重い歴史的文脈を一方的に切り捨て、国家の象徴への服従という極めて政治的な「踏み絵」

を迫ったのである。これは、ナショナリズムがスポーツという純粋な衣をまとうことで、自らの強権性を「大会運営上の正当性」へと巧妙にすり替える、典型的な統合の手法であった。

この発言は、地域の特性を活かした国体成功を待ち望んでいた会場地に「大きな衝撃」を与えた。この通告に対し、山内徳信読谷村長は、協会側の姿勢が住民の平和への熱意や地域独自の取り組みを無視し、「日の丸・君が代」を強制の「踏み絵」として迫る不当な圧力であると強く反発し、弘瀬発言に対して深い遺憾の意を表した⁷⁾。

このように、地元の意思を尊重し日の丸・君が代抜きの開催を求めた住民・自治体側と、その実施を会場変更の条件として迫った協会側との間で、大会直前まで激しい対立が繰り広げられたのである⁸⁾。

ここで露呈したのは、「スポーツの非政治性」を掲げる競技団体が、その実態において極めて政治的な「国家統合の論理」を代弁するというスポーツナショナリズムの構造的矛盾である。弘瀬会長が「実施は義務」として迫った掲揚・斉唱は、単なる競技運営上の形式ではなく、沖縄の特殊な戦争体験や民主的な自治の意志を、国家の象徴によって塗り替え、強制的に「国民」へと同化させるための「政治的踏み絵」として機能したのである。

こうした外圧による開催地剥奪の危機と、自治の尊厳を守ろうとする読谷村の板挟みの中で、事態は政治的な決着へと追い込まれていく。沖縄県および沖縄県体育協会の仲介による混乱と緊張に満ちた交渉の末、「君が代の斉唱は行わず、日の丸の掲揚のみを行う」という妥協案が成立し、山内徳信村長が苦渋の決断とともに遺憾の意を表明する中で開始式当日を迎えることとなった⁹⁾。この妥協案は、地域の自律性を守ろうとした読谷村の抵抗が、国家的な祝祭を完遂させようとする強大な政治圧力によって、結局は「未完」のまま封じ込められた過程を象徴している。

さらなる波紋は、国体開会式当日であり、ソフトボール競技開始式の前日にあたる10月25日の朝に生

じた。弘瀬会長は選手団約500人を引き連れ、戦時中に「集団自決（強制集団死）」が発生したチビチリガマ（自然洞窟）への献花・参拝を試みたのである。これに対し、遺族を含む関係者や、同ガマの遺族による「世代を結ぶ平和の像」建立委員会で事務局長を務めていた知花昌一らは、「日の丸・君が代」を強圧的に押し付けた当事者による参拝は死者への冒瀆に他ならないとして、これを断固拒否した。この拒否行動は、ガマに眠る犠牲者の歴史的文脈と、当時の強圧的な国体運営に対する住民側の根源的な拒絶反応が交錯した象徴的な出来事であった。

こうした極限の緊張状態が持続する中で、10月26日、読谷村のグラウンドには各県代表の選手団が整列し、少年男子ソフトボール競技の開始式が執り行われた。事件が発生したのは、日本ソフトボール協会の弘瀬勝会長が壇上に上がり、沖縄戦没者への黙祷を呼びかける挨拶を始めた直後のことであった。弘瀬会長の挨拶が続く中、バックスクリーン上のメインボールに掲揚されていた「日の丸」が、前日にチビチリガマで弘瀬らの参拝を拒絶した知花昌一によって引きずり下ろされ、その場で火を放たれるという事態に至った。この象徴的な行動に及んだ知花は、かつて沖縄戦の惨劇を伝える読谷村のチビチリガマの入り口に建てられた追悼碑「世代を結ぶ平和の像」建立に尽力した中心人物であった。

日の丸を焼却した知花は、白煙が立ち上るなか、そのまま芝生席へと降りて現場を離れた。式典会場には、日の丸掲揚に反対する市民グループと右翼関係者の双方が集結しており、極めて騒然とした状況下にあった。日の丸および大会旗が掲揚されてからわずか数分後、多くの観衆が見守る前で公然と行われたこの行為に対し、大会関係者らは深い衝撃を受けた。弘瀬会長の言葉は一瞬途切れたものの、会場に緊迫した空気が漂うなか、式典自体はそのまま続行されたのである¹⁰⁾。

この衝撃的な「日の丸焼却事件」は、沖縄戦の記憶と国家の象徴を巡る対立が、単なる議論を超えて直接的な行動として表出した瞬間として、戦後沖縄

史に刻まれることとなった。この出来事は、かつては「日の丸」を祖国復帰や自由のシンボルとして掲げていた沖縄県民による、復帰後の構造的差別に向けた平和の叫びであり、本土側からの過重な負担の押し付けと冷遇に対する抵抗の表明であった。

4-2. 沖縄戦の記憶と知花昌一の決断

平和を希求し、像の建立に心血を注いだ彼が、なぜ「日の丸」を焼却するという過激な行動を選択せざるを得なかったのか。その背景を解明する鍵は、彼が生まれ育ち、生涯をかけて向き合ってきた読谷村の凄惨な記憶にある。知花にとって「日の丸」を焼却する行為は、単なる政治的パフォーマンスではなく、かつて国家の論理によって死へと追い詰められた肉親や同郷人たちの無念を背負い、再び押し寄せる「統合」の波を拒絶するための切実な抵抗の表明であった。知花が日の丸を焼き捨てた動機の深層を読み解くためには、まずはその原点となった読谷の地が抱える歴史的重層性を紐解かねばならない。

沖縄本島中部に位置する読谷村のチビチリガマは、1945年4月1日の米軍上陸直後、凄惨な「集団自決(強制集団死)」が発生した沖縄戦の受難を象徴する聖地である¹¹⁾。米軍上陸の翌日にあたる4月2日、避難していた住民たちは極限状態の中で「捕虜になることは恥」とする戦陣訓や皇民化教育の影響下、肉親同士で刃物や毒薬を用い、「天皇陛下万歳」と叫びながら命を絶った。この事態により、避難者の約半数にあたる83名が非業の死を遂げたのである。この最期の叫びは、当時の国家主義的な教育がいかに住民の死生観に深く関与し、自死へと強制的に誘導したかを示す象徴的な事実である。

戦後、長らく沈黙に包まれていたこの悲劇を風化させないため、また犠牲者の冥福と永遠の平和を祈念するため、彫刻家・金城実の指導のもと、生き残った遺族自らが手を動かしガマの入り口に建立したのが「世代を結ぶ平和の像」であった。建立に際しては、知花昌一が「チビチリガマ平和の像建立委員会」の事務局長として中心的な役割を担い、遺族の思い

を具現化する組織的活動を牽引した。

しかし、像建立や平和運動に込められた記憶継承の営みや住民の歴史的文脈は、国家の権威を絶対視する右翼団体や当局の視界からは完全に捨象された。彼らにとって、さきに触れた知花による祝祭の場での日の丸の焼却は、祝祭を汚す「日本国民全体に対する侮辱」であり、即座に排除・断罪すべき「反国家的な暴挙」へと読み替えられたのである。知花の行為は、右翼勢力の介入によって剥き出しの「政治的衝突」へと引きずり出され、読谷村全体を巻き込む暴力の連鎖を誘発することとなった。

1987年の海邦国体において、知花がソフトボール会場の日の丸を焼き捨てる「日の丸焼却事件」を引き起こすと、事態は激しい社会的葛藤へと発展した。この事件後、右翼団体等による読谷村当局への圧力や村役場への爆破予告、さらに同年10月28日深夜には知花が経営するスーパーへの放火未遂事件が相次いだ。嫌がらせはエスカレートし、同年11月8日には読谷村にあるチビチリガマ入口に建立されていた「世代を結ぶ平和の像」までもがハンマーなどで無残に破壊された。自らが心血を注いで建立した像が自らの行動を引き金として破壊されるという、残酷な逆説が生じたのである。現場には「国旗燃やす村ニ平和ヲ早スギル 天誅下ス」¹²⁾とカタカナまじりの文章が書かれた紙片が残されていた。この凶行に対し、チビチリガマ遺族の会会長・比嘉平信は「ガマの犠牲者は二度殺された」¹³⁾と述べ、戦時中の悲劇が戦後の暴力によって再び踏みにじられた無念を表明した。

このように、日の丸焼却という行為が広げた波紋は、右翼団体による襲撃や脅迫を誘発したのみならず、読谷村全体を標的とした暴力へと拡大していった。こうした構造的な一連の攻撃は、遺族の心情や聖域としてのガマの尊厳を傷つけると同時に、沖縄戦の記憶を力ずくで抑え込もうとするものであった。

さらに、混乱はついに地方自治の根幹を揺るがす政治レベルの論争へと波及していく。県議会においては、予算を盾にした権力による「政治的報復」が

同時並行で進行された。同年11月17日、沖縄県による予算の内示に際して沖縄県議会の自民党議員らが「海邦国体は県民が一致して盛り上げ、成功させたのに、日の丸を焼却する事件がおきたのは問題。しかも、事件を起した男を救援する動きもある。県民世論に反するような実にけしからんことだ」¹⁴⁾として、読谷村の幼稚園施設整備補助金の補正額の内示にストップがかけられる事態となった。これに対し、読谷村議会は12月18日、「日の丸焼却・世代を結ぶ平和の像破壊など民主主義を否定する一切の暴力行為を許さない宣言決議」を賛成多数で採択した¹⁵⁾。混乱の火種は、ついに民主主義の根柢を問う政治の場へと燃え広がることとなったのである。

こうした一連の事件に対し、「チビチリガマ世代を結ぶ平和の像破壊に抗議し考える集会」などが開かれるなど支援の動きは全国へと波及した。長崎では被爆地のグループが抗議署名を開始し、東京や読谷村では、知花の日の丸掲揚阻止行動を支持し、表現の自由への侵害と右翼テロに抗議する集会が相次いで開かれ、知花を支援する組織的な運動が展開された¹⁶⁾。

この衝撃は教育現場にも及び、1988年2月には弘前大学で「沖縄県民の怒りに無関心でいられない」とした学生らによって掲揚中の日の丸が取り外されたほか¹⁷⁾、立教大学や神奈川県藤沢市の小学校においても、慣例としての日の丸掲揚を取り止める動きが具体化した¹⁸⁾。このように、チビチリガマの悲劇に端を発した論争は、かつては散発的であった「日の丸・君が代」への反対運動を全国的な国民的議論へと昇華させ、国家の象徴がいかに歴史的記憶と結びついているか、そして民主主義社会における個人の思想・信条の自由がいかにあるべきかという根源的な問いを日本社会に突きつけたのである。これらは、沖縄戦の記憶継承という営みが、国家主義的な潮流といかに激しく衝突したかを示す戦後沖縄史の重要な局面であった。

5. 「日の丸焼却事件」における法的論争と社会的波紋

5-1. 知花昌一の行動原理とその思想的背景

「日の丸」を引き下ろし焼き捨てた知花昌一は、かつてチビチリガマの「世代を結ぶ平和の像」建立に尽力した中心人物であった。彼の行動を突き動かしたのは、単なる個人的な衝動や突発的な怒りではない。それは、読谷村が歩んできた「反戦平和の村づくり」の歴史と、読谷高校の生徒をはじめとする村民の日の丸・君が代への抵抗の過程、そして何よりも自らが身を投じてきたチビチリガマの調査活動という直接的な体験に根差したものであった¹⁹⁾。知花の決意を支えていたのは、こうした住民や知花自身の切実な危機感と、沖縄戦の悲劇を実証的に学び直すプロセスのなかで形成された、揺るぎない歴史認識と反戦平和の思想であった。

知花自身の回想によれば、その脳裏には事件の半年前、1987年3月の地元・読谷高校の卒業式における出来事が鮮明に焼き付いていた。一人の女子生徒が壇上の日の丸を引き下ろし、泥まみれにして投げ捨てた事件である。知花は自らの意思を身体を張って示した子供たちの姿を目の当たりにし、反対を唱えながらも実力行使に踏み切れない大人としての責任を痛感していた。

知花是那覇地検沖縄支部に出頭し、逮捕される直前、「私たちの日の丸・君が代反対運動に呼応して、女生徒たちは自らの意思を行動で示した。大人が子どもたちにも乗り越えられていると思いました」と語り、さらに「国体という場で、日の丸・君が代に反対を唱えながら何もできない大人たち。今回は、大人が行動で表現し、子どもたちに示すことが大事だと思った」²⁰⁾と続けた。ここには子供たちの行動に応答し、大人が身をもって範を示すべきであるという強い覚悟が表れていた。

さらに知花は、1988年1月26日の意見陳述において、自らの行為の根源にある沖縄の歴史的特異性を

次のように訴えている。

沖縄は日本になってから、まだ十五年しかありません。ずっと以前から日本であった本土と、一六〇九年、さつま侵入、植民地化、一八七九年琉球処分、廃藩置県、一九四五年米軍上陸、統治、一九七二年本土復帰と屈辱の歴史と地上戦を経験した沖縄とでは、「天皇・日の丸・君が代」に対する意識がちがうのは当然のことだと思います。歴史がちがうのです。文化がちがうのですから……。沖縄の歴史的体験、文化、地域性等、特異性を本土の権力者は真摯に受けとめるべきです²¹⁾。

知花がこうした決意を固めた直接的な背景には、チビチリガマにおける「集団自決（強制集団死）」の調査活動を通じた凄惨な体験と学習があった。彼にとって「日の丸・君が代・天皇」による皇民化教育は、かつての沖縄戦において住民を死へと誘導した元凶に他ならなかった。知花は、沖縄の人々が「良き日本人」になろうと徹底的に天皇制を受け入れた結果、「動物的忠誠心」と評されるほどに洗脳され、アジア侵略への加担と集団自決の悲劇へ至った構造を直視していた。彼は意見陳述の中で、「私が『日の丸』を引き降ろし、焼き捨てた行為の原因は沖縄の歴史的体験と戦争の悲惨さを知り、そして、今日進行している戦争への道を憂慮したからであります²²⁾」と断言している。

こうした背景から、知花は国体をあくまでスポーツの祭典と位置づけ、そこへの日の丸・君が代の持ち込みや強制は不要であると主張した。彼は日の丸掲揚・君が代斉唱に対する村民の三割近くに及ぶ8,000人分の反対署名や議会決議など、読谷村が積み上げてきた民意を重視しており、それこそが「村民総意の国体」の成功へ向けた正当な歩みであると確信していたのである。

しかし開催直前、日本ソフトボール協会の弘瀬会長が、読谷村が日の丸を掲げないならば会場地を変更すると表明した事態は、それまでの村民による真

摯な対話や民主的な手続きを根底から否定する強圧的な介入として、知花の目には映った。この弘瀬発言に対する強い憤りが、知花にとって決起への直接的な動機となったのである²³⁾。

知花は後に、チビチリガマで弘瀬の傲慢な態度を実際に目の当たりにした際、「はっきりと日の丸を引き下ろそうと心に決めた」と述懐している。一競技団体の権威者による強圧的な押し付けによって、読谷村民が積み上げてきた拒絶の意志が抹殺されようとする現実に接した際、知花は「やむにやまれぬ危機感」から行動に至ったのである²⁴⁾。知花の決断は、表面的な事象だけでは捉えきれない、沖縄戦の犠牲者や読谷村民の思いを背負った重層的なものであった。彼は自らの行為のみが切り取られて批判されることに抗し、その根底にある「真意」について次のように述べている。「どんな行為にもそれをそうさせるに充分すぎるほどの原因があります。その原因を明らかにせずして、行為のみを評価する事はあまりにも軽薄であります²⁵⁾」。また、「私は沖縄の真に平和を愛する人々と、愛する読谷村の真に戦争を拒否する人々を思い、自分の体験と学習を通して得た知識と、自分自身をかけて『日の丸』を焼きすてた²⁶⁾」とも語っており、自らの行動が決して突発的なものではなかったことを強調している。

知花の行動は、沖縄戦という巨大な負の歴史と、戦後の権威主義的な国家意識との衝突が、一人の市民の良心と学識を通じて結実した歴史的事象であったといえる。

5-2. 起訴の端緒と法廷の内外における社会的波紋

事件当日の10月26日午後6時、日の丸を焼き捨てた知花昌一は、弁護士を伴い那覇地検沖縄支部に出頭した。警察は任意の取り調べを経て、建造物侵入および器物損壊の容疑で知花を逮捕した。事件直後の10月29日には、会場の管理権者である読谷村側が知花を建造物侵入罪（刑法第130条）および器物損壊罪（同第261条）で告訴した。これらを受け、那覇地方検察庁は知花を上記二罪に加え、威力業務妨害罪

（同第234条）で起訴するに至った²⁷⁾。

この一連の動きの中で、知花昌一の親族であり平和運動家でもある知花盛康もまた、公務執行妨害罪で起訴された。盛康は、事件発生時に知花昌一を追跡中であった警察官の前面に立ちふさがり、その追跡行動を妨害したとして罪に問われた。こうして法廷には、知花昌一に加え知花盛康という「二人目の知花」が被告人として立つこととなったのである。

両被告人に対する初公判が1988年1月26日、それぞれ午前、午後にな覇地裁で行われた²⁸⁾。弁護側は、両事件の同時性や証人の共通性、そして何よりも双方が「日の丸論争」という同一の根を背景にしている点を考慮し、裁判の併合を申し立てた。しかし、那覇地裁は弁護側の申し立てを認めず、事件を個別の刑事事件として処理すべく公判を分離して進める決定を下した。

一方、知花昌一の行動に対する報復として発生した一連のテロ行為についても、警察の捜査が進められた。12月には「世代を結ぶ平和の像」損壊容疑で右翼団体構成員ら2名が逮捕され²⁹⁾、その後、同犯行および知花が経営するスーパーへの放火事件に関与したとして、さらに11名が検挙された。逮捕された被告らは、その動機について「国旗を焼き捨てたのだから、火を用いて報復するのが適当と考えスーパーを焼いた」「日の丸焼却事件に反感を抱き、その当事者が制作に関わった平和の像を壊そうと思った」と、歪んだ正義感に基づく報復感情を露わにした。法廷はこれら一連の暴力行為に対し、法秩序を乱す重大な犯罪として実刑判決を言い渡した³⁰⁾。

知花昌一の起訴によって法廷での長期にわたる闘争が本格化すると、これに呼応して各地の市民社会も即座に動いた。地元読谷村をはじめとする沖縄県内、さらには日本各地で「チビチリガマ世代を結ぶ平和の像破壊に抗議し考える集会」などが相次いで開催され、結集した市民や運動体によって知花被告を組織的に支援する方針が決定された。国体という国家的イベントの中で発生した「日の丸焼却事件」が社会に与えた衝撃は極めて大きく、その波紋は国

体閉幕後、さらに広範な議論を巻き起こすこととなった。特に、学校現場における「日の丸・君が代」強制の問題が顕在化する卒業式シーズンを前に、裁判支援運動は教育現場の思想・信条の自由を守る闘いとも深く連動していった。1988年3月、各地の市民団体が東京で集会を開催し、知花被告の裁判支援を継続するとともに、教育現場における日の丸掲揚反対運動を強力に推進していくことを確認した³¹⁾。

一市民による抗議行動から始まった本事件は、個人の裁判闘争という枠組みを超え、戦後日本の民主主義、表現の自由、そして教育の在り方を根本から問い直す全国的な市民運動へと昇華していったのである。

5-3. 日の丸焼却事件の法的相克と「国旗」論争の歴史的文脈

1987年に発生した海邦国体における日の丸焼却事件（建造物侵入、器物損壊、威力業務妨害被告事件）をめぐる刑事裁判において、那覇地方裁判所は1993年3月23日、知花昌一に対し懲役1年、執行猶予3年の有罪判決を言い渡した（那覇地裁判決 昭和62年（わ）第346号）³²⁾。これに対し弁護側は控訴したものの、1995年10月26日に福岡高等裁判所がこれを棄却し、被告側の上告断念によって判決は確定した³³⁾。なお、公務執行妨害罪で起訴されていたもう一人の被告、知花盛康は完全無罪判決を勝ち取っている。

本裁判の法廷で繰り上げられたのは、国家による「司法の論理」と、沖縄が抱える「歴史の論理」との決定的な断絶であった。弁護側は一貫して、日の丸の掲揚強制は、反戦平和の感情が強い読谷村民の思想・信条の自由を侵すものであり、焼き捨てはそれに対する正当な抵抗手段であるとして無罪を主張した。また、那覇地検が器物損壊罪などの起訴状において、当時法的根拠のなかった日の丸をあえて「国旗」と記したことから、弁護側は「国旗に法的根拠はない」と猛烈に反論した。この「国旗論争」こそが、裁判における最重要争点の一つとして浮上したのである。知花自身もまた、法廷の場において、検

察側の姿勢を次のように厳しく糾弾した。

私が引き降ろし、焼き捨てたものは「日の丸」の旗であり、「国旗」ではないのです。それは読谷村長の告訴状にも「日の丸の旗」と明記されているのであります。そもそも「日の丸」の旗が「国旗」であるとの法的根拠など、どこにもありません。それにもかかわらず、「日の丸」をあえて「国旗」に書き変え起訴した事は、告訴の被害物を歪曲し、告訴人の意志をふみにじる検察官の恣意的行為であり、訴訟を私物化する破廉恥な行為であると思っております。私は起訴状の「国旗」を「日の丸の旗」に書き変えるよう強く要求致します³⁴⁾。

この陳述に象徴されるように、法的な争点の一つは、当時法的根拠のなかった日の丸を「国旗」と呼ぶことの妥当性であった。

知花の主張は法理的な名称論にとどまらず、自身の生い立ちやチビチリガマの「集団自決」に象徴される、沖縄固有の「歴史の論理」へと深化していくのである。1948年生まれの知花は、自らの調査活動を通じて戦争を体験し、さらには日本復帰後も続く米軍基地問題に対し、「平和のための読谷村実行委員会」を立ち上げるなど、反戦地主の一人として活動を続けてきた。彼にとって日の丸は、単なる慣習的な記号ではなく、皇民化教育を通じて住民を死へと追い詰めた「暴力の記憶」そのものであった。知花の行為は、法秩序への挑戦というよりも、沖縄の苦難の歴史的真相を抹消しようとする国家の強制に対する、身体を張った異議申し立てであった。

1993年の一審判決において、那覇地裁は「現行法制上、日の丸旗をもってわが国の国旗とする旨の一般的な規定が存在しないことは弁護士が指摘するとおりである」と認めつつも、その一方で「現在、国民から日の丸旗以外に国旗として扱われているものはなく、また多数の国民が日の丸旗を国旗として認識して用いているから、検察官が公訴事実において器物損壊罪の対象物として記載した『国旗』とは『日

の丸旗』を指すと理解でき、訴因の特定、明示に欠けるところはない」³⁵⁾との判断を示した。

すなわち、判決は「日の丸に法的根拠がない」という弁護側の指摘を事実として受け入れつつも、それを「慣習」という社会的実態で上書きすることによって、起訴状における「国旗」という呼称の妥当性を肯定したのである。これは、日の丸を憲法や法律に基づく「法的な国旗」として認定したわけではなく、あくまで「社会通念上の国旗」として扱うことで、司法が実質的な判断責任を回避した結果に他ならない。この「法制上の空白」を「社会的慣習」によって埋め合わせる論理こそが、日の丸をめぐる歴史的論争を法廷の外へと押し出し、国家による象徴の強制を事実上容認する装置として機能したのである。

琉球新報をはじめとする報道の大勢は「日の丸は国旗と認定、初の司法判断」と衝撃をもって伝えたが、これに対し多くの法学者からは「判決は焼かれた旗が日の丸であることを特定したに過ぎず、国旗として認定したわけではない」との厳しい批判が噴出した。この「司法の論理」は、法的な空白を社会的な「現状」で埋めることで、日の丸が内包する政治性や歴史的論争を巧妙に回避するものであった。

加えて判決は、日の丸掲揚の経緯をソフトボール協会と読谷村実行委員会の「合意」に基づく決定であったことを強調し、個人の信条を理由とした焼却行為を「民主主義社会において容認し難い逸脱」と断じた。しかし、こうした論理は、当時の文部省による日の丸掲揚徹底の通知や、競技団体による会場変更の示唆といった背後にある強大な国家的圧力を不可視化する役割を果たしたといえる。

さらに、制度的側面から国体運営の構造を検証すると、中央の規定と沖縄県側の対応との間に、重大な「制度のねじれ」と過剰適応の構図が浮かび上がる。財団法人日本体育協会（当時）が制定した「国民体育大会開催基準要項」においては、本大会の開始式における「国旗掲揚」が義務付けられていた。しかし、各競技別の開始式に関しては、同基準要項に

基づく「国民体育大会開催基準要項細則」によって「国旗掲揚」の項目は包摂されておらず、制度上は義務化の対象外であった。にもかかわらず、沖縄県実行委員会が独自に作成した「沖縄国体開始式・表彰式実施要項」では、各競技別の開会式にまで「国旗掲揚」が独自に組み込まれたに至ったのである。

これについて中村英樹は、当時の制度的背景を詳細に分析し、判決の論理的欠陥を指摘している。中村は、こうした上位構造からの圧力を「合意」という言葉で処理する司法の姿勢は、「誰が、どのような目的で、日の丸の掲揚に固執したのか」という事件の核心にある政治的問いを隠蔽するものであると鋭く批判した³⁶⁾。すなわち、同時期の文部省による学校現場への「国旗・国歌の徹底」通知など、中央からの直接的な法制度強制を超えて、開催地である沖縄県側が国体成功という至上命令（ナショナル・プロジェクトへの同化）の前に政治的配慮を重ね、自発的に管理を内面化・強化していった過剰適応の力学がここには働いていたのである。

結局、判決は知花の行為を「器物損壊」等の犯罪として裁いたが、日の丸が沖縄の人々に突きつけた「死の影」という歴史的文脈については、正面から向き合うことはなかった。裁判が露呈させたのは、客観的・普遍的な法秩序を維持しようとする「司法」と、固有の戦争体験からその象徴を拒絶する「地域」との、埋めがたい「対話の不成立」であった。この論理のズレこそが、のちの国旗国歌法制定へと至る過程で、沖縄がいまなお抱え続けるナショナリズムへの根源的な違和感の正体である。

この事件を機に、「日の丸・君が代」への反対運動は一地域の枠を超え、全国的な議論へと発展・活発化していった。法廷での論争を超え、この事件が今なお我々に問いかけているのは、国家の象徴と個人の思想、さらには歴史的な記憶といかに向き合うべきかという、終わりのない根源的な課題である。

おわりに一日の丸焼却事件が語るもの

1987年の海邦国体は、本土復帰から15年が経過した沖縄において、国家が「戦後政治の総決算」を演出しようとした巨大な政治的プロジェクトであった。本稿において検証してきた通り、昭和天皇の訪沖縄策から文部省による「正常化」圧力、そして読谷村における激しい抵抗へと至る一連のプロセスは、単なるスポーツの祭典の裏側ではなく、戦後日本における国家統合と沖縄の自律性が真っ向から衝突した歴史的結節点であった。ここにおいて露わになったのは、スポーツイベントという「祝祭」がいかに冷徹な国家統合の手段へと転じうるかという構造的暴力性である。

本来、スポーツは人々に純粋な感動をもたらし、普遍的な身体的連帯を生む契機を内包している。しかし、その「非政治性」という建前の裏側で、国家権力は少数派の歴史的記憶や地域自治の尊厳を、国民的同一性を乱す「不協和音」として排除し、画一的なナショナリズムへと再回収していくのである。

海邦国体における「日の丸」の強制とそれに対する焼却という行為は、スポーツを通じたナショナルな統合の試みが、沖縄戦の流血という消し去ることのできない歴史的真実の岩盤に突き当たって、激しく火花を散らした瞬間であった。

国民体育大会は、近代日本が構築した天皇を中心とする政治体制としての「国体」概念を視覚化し、国民の身体を国家の象徴へと接合させる一種の巡幸儀式として機能してきた。海邦国体において、文部省や競技団体が「日の丸・君が代」の実施を「運営上の正当性」や「競技団体のルール」という言葉ですり替え、読谷村に「踏み絵」を迫った構造は、ナショナリズムがスポーツという衣をまとうことで、自らの強権性を隠蔽する典型的な手法であった。

知花昌一による日の丸焼却という「事件」は、単なる過激な抗議行動ではない。それは、スポーツというソフトなメディアによって「沖縄の特殊性」を

「未熟な国民意識」へと矯正しようとした国家の暴力性に対し、自らの歴史的アイデンティティをかけて放った痛烈な拒絶の意志であった。そこには、地上戦の記憶、米軍統治、そして復帰後も続く基地負担という、国家が「祝祭」の影に隠蔽しようとした沖縄の現実が凝縮されていた。

海邦国体から40年近くが経過した今日においても、スポーツとナショナリズムの危うい関係は解消されていない。むしろ、メガスポーツイベントにおいて、個人の肉体的な躍動が容易に「国家の威信」へと回収され、異論が排除される傾向は強まっている。海邦国体が残した教訓は、私たちがスポーツという「感動」を享受する際、その祝祭空間が誰の沈黙と、どのような歴史的記憶の捨象の上に成立しているのかを問い続ける重要性を示唆している。沖縄が突きつけた「火花」は、今なお、戦後日本の民主主義と地方自治の在り方を厳しく照射し続けている。

注

- 1) 渡久地明「国民体育大会（国体）と天皇」安仁屋政昭・大城保英他編『沖縄と天皇』、あけぼの出版、1987年、198頁。
- 2) 「日の丸引きずり下ろし焼く 関係者ショック」『沖縄タイムス』1987年10月26日。なお、海邦国体における天皇訪沖と日の丸・君が代問題については、新崎盛暉『沖縄現代史』岩波書店、1996年、110-136頁を参照。
- 3) 「資料一「日の丸」掲揚、「君が代」斉唱の押し付けに反対する要請決議」知花昌一『焼き捨てられた日の丸—基地の島・沖縄読谷から』新泉社、1988年、194-195頁。および、加藤大仁「スポーツとナショナル・アイデンティティー——沖縄海邦国体「焼き捨てられた日の丸」事件を手掛かりに——」『体育研究所紀要』Vol.40, No.1, 慶應義塾大学体育研究所、2001年、32頁。
- 4) 高良鉄美「日の丸焼却と表現の自由（上）」『琉球大法学』第48号、1992年、79頁。
- 5) 「会場の変更を要求「君が代・日の丸」抜きに反発 日本ソフトボール協会弘瀬会長が県に連絡」『沖縄タイムス』1987年10月23日。
- 6) 『沖縄タイムス』1987年10月24日。
- 7) 『沖縄タイムス』1987年10月25日。
- 8) 弘瀬会長の言説は開催地である読谷村の自治権を脅かす強圧的なものであったが、その発言の性質を精査すると組織運営および報道の在り方の観点から二つの重大な問題が浮かび上がる。第一に、会場変更という大会運営の根幹に関わる事項が、理事会等の正式な機関決定を経ない会長個人の単独発言としてなされた点である。組織の意思決定として、開催地を他府県へ移すなどの重大な決定は、本来しかるべき討議を経てなされるべきものであった。第二に、マスコミ側の対応である。当時の沖縄の報道機関は、この発言が「組織の決定」なのか「個人の主観」なのかを曖昧にしたまま、「読谷開催が微妙」といったセンセーショナルな見出しを掲げた。こうした報道側の狼狽と精査を欠いた姿勢が、かえって弘瀬発言の優位性を強め、村側への圧力を助長する結果を招いたのである。
- 9) 『沖縄タイムス』1987年10月25日。
- 10) 「日の丸引きずり下ろし焼く 関係者ショック」『沖縄タイムス』1987年10月26日。『東京新聞』1987年10月26日。
- 11) 「チビチリガマ」の呼称は、当該ガマの地理的特性を反映したものである。沖縄語で「チビ」は「尻（底部）」、「チリ」は「切る」を指し、谷川の水脈がガマの中で消えてどこへ流れ着くのか分からない形状を表現している。また、地形的には浅い谷の底部に開口しており、流入する谷川の水脈が地下のどこへ通じているか不明であるという特殊な地勢も、その命名の由来に深く関わっている。1945年の事件における犠牲者の約6割は18歳以下の子供であり、家族単位で全滅した世帯も少なかった。戦後約40年間、この悲劇は生存者の沈黙により公に語られることがなかったが、1983年の遺族による実態調査を機に、その詳細が明らかとなった。
- 12) 『沖縄タイムス』1987年11月9日。
- 13) 下嶋哲郎「壊された像のシートがとり払われた日—チビチリガマ・一九八九年四月二日」『世界』1989年7月号、330頁。
- 14) 『琉球新報』1987年11月18日。
- 15) 『沖縄タイムス』1987年12月19日。

- 16) 『沖縄タイムス』1987年12月3日。『沖縄タイムス』1987年12月7日。『沖縄タイムス』1987年12月13日。
- 17) 『沖縄タイムス』1988年2月12日。同大学では戦後も祝日などに日の丸掲揚を続けてきたが、学生自治会などが抗議行動に出たため、大学側は、1987年3月、掲揚しないと決めていた。
- 18) 『朝日新聞』（1988年3月10日）によれば、立教大学は、これまでの日の丸掲揚はあくまでも慣例に基づくものであったとし、継続して掲揚すべき特別の根拠が見当たらないことを理由に、その取り止めを決定したと報じられている。
- 19) 知花昌一『焼き捨てられた日の丸—基地の島・沖縄読谷から』新泉社、1988年、20頁。
- 20) 「集団自決の読谷村で焼かれた日の丸」『朝日ジャーナル』1987年11月6日、109頁。
- 21) 「資料七 知花昌一意見陳述書」前掲『焼き捨てられた日の丸—基地の島・沖縄読谷から』207-208頁。
- 22) 「資料七 知花昌一意見陳述書」前掲『焼き捨てられた日の丸—基地の島・沖縄読谷から』205頁。
- 23) 『沖縄タイムス』1987年10月27日。
- 24) 前掲『焼き捨てられた日の丸—基地の島・沖縄読谷から』16-20頁。「日の丸焼却事件」については、岩崎進「沖縄国体・日の丸焼き捨て事件（ルポ）」『朝日ジャーナル』1987年12月4日、18-21頁。下嶋哲郎「三十八年間、ボクらは何をしていたのだろう—「日の丸焼きすて事件」の奥にあるもの」『世界』1988年3月号、241-251頁。高沢秀次「沖縄・読谷村1987年秋—基地のなかでの国体と日の丸，“日の丸ひき降ろし事件”の意味を問う—」『創』18（1）、1988年1月、134-143頁。吉岡忍「沖縄の『日の丸』はなぜ焼き捨てられたのか」『週刊文春』30（2）、1988年1月14日、154-157頁などを参照。
- 25) 「資料七 知花昌一意見陳述書」前掲『焼き捨てられた日の丸—基地の島・沖縄読谷から』205頁。
- 26) 前掲『焼き捨てられた日の丸—基地の島・沖縄読谷から』42頁。
- 27) 「資料四 読谷村告訴状」「資料五 知花昌一起訴状」前掲『焼き捨てられた日の丸—基地の島・沖縄読谷から』202-204頁。
- 28) 『沖縄タイムス』1988年1月26日、1月27日。
- 29) 『沖縄タイムス』1987年12月21日。
- 30) 被告らの供述および判決については、『沖縄タイムス』1987年12月21日、1988年3月10日、5月30日を参照。
- 31) 『沖縄タイムス』1988年3月4日。
- 32) 『判例時報』1459号、1993年、157頁。
- 33) 『判例時報』1555号、1996年、140頁。
- 34) 「資料七 知花昌一意見陳述書」前掲『焼き捨てられた日の丸—基地の島・沖縄読谷から』211-212頁。
- 35) 前掲『判例時報』1459号、157頁。
- 36) 中村英樹「公法判例研究 日の丸旗焼き捨てと象徴的表現行為——沖縄国体日の丸旗焼却事件控訴審判決」『法政研究』第63巻第1号、九州大学法政学会、1996年、304頁。

参考文献

- 新崎盛暉『沖縄現代史』岩波書店、1996年
- 安仁屋政昭『沖縄県民と天皇』日本現代史研究会編『象徴天皇制とは何か』大月書店、1988年
- 安仁屋政昭・大城保英他編著『沖縄と天皇』あけぼの出版、1987年
- 岩崎進「沖縄国体・日の丸焼き捨て事件（ルポ）」『朝日ジャーナル』1987年12月4日号
- 小国喜弘『戦後教育のなかの〈国民〉：乱反射するナショナリズム』吉川弘文館、2007年
- 加藤大仁「スポーツとナショナル・アイデンティティー——沖縄海邦国体「焼き捨てられた日の丸」事件を手掛かりに——」『体育研究所紀要』Vol.40 No.1、慶應義塾大学体育研究所、2001年
- 河西秀哉『象徴天皇の戦後史』講談社、2010年
- 川平成雄「沖縄の『切り捨て』・『切り離し』と米軍政府占領下の沖縄」『琉球大学経済研究』第79号、琉球大学法文学部、2010年
- コンペル・ラドミール「日本国憲法の制定と沖縄の関連性—引揚げ・復員問題を起点として—」『横浜国際経済法学』第21巻第3号、2013年
- 坂本孝治郎『象徴天皇がやってくる—戦後巡幸・国民体育大会・護国神社』平凡社、1988年。同『象徴天皇制のパフォーマンス—昭和期の天皇行幸の変遷』山川出版社、1989年

下嶋哲郎「壊された像のシートがとり払われた日—チビチリガマ・一九八九年四月二日」『世界』1989年7月号

進藤栄一「分割された領土—沖縄、千島、そして安保」『世界』1979年4月号

高沢秀次「沖縄・読谷村1987年秋—基地のなかでの国体と日の丸，“日の丸ひき降ろし事件”の意味を問う」『創』18 (1), 1988年1月

高良鉄美「日の丸焼却と表現の自由 (上)」『琉大法学』第48号, 1992年

田中伸尚『日の丸・君が代の戦後史』岩波書店, 2000年

知花昌一『焼き捨てられた日の丸—基地の島・沖縄読谷から』新泉社, 1988年

寺崎英成・マリコ・テラサキ・ミラー編『昭和天皇独白録 寺崎英成・御用掛日記』文藝春秋, 1991年

渡久地明「国民体育大会 (国体) と天皇」安仁屋政昭・大城保英他編『沖縄と天皇』あけぼの出版, 1987年

中村英樹「公法判例研究 日の丸旗焼き捨てと象徴的表現行為—沖縄国体日の丸旗焼却事件控訴審判決」『法政研究』第63巻第1号, 九州大学法政学会, 1996年

NHK 放送世論調査所『NHK 世論調査集—資料と分析 第5集—』NHK サービスセンター, 1989年

『判例時報』1459号 (1993年), 1555号 (1996年)

藤澤健一『沖縄／教育権力の現代史』社会評論社, 2005年

福地曠昭「「日の丸」「君が代」問題の行方」『新沖縄文学』第75号, 沖縄タイムス社, 1988年3月

米国国務省文書『Foreign Relations of the United States (FRUS)』1948年版第6巻

宮城鷹夫『わすれまい! —変転沖縄・その戦後—』近代文藝社, 2010年

山上かつとし「海邦国体に向けて, 今沖縄で何が行われているのか」『新地平』1987年5月号

山極晃・中村政則編『資料日本占領 1 天皇制』大月書店, 1990年

山城唯春「国体運営と自衛隊」『新沖縄文学』第69号, 沖縄タイムス社, 1986年9月

屋良朝苗『屋良朝苗回顧録』朝日新聞社, 1977年

吉田裕『昭和天皇の終戦史』岩波書店, 1992年

吉岡忍「沖縄の「日の丸」はなぜ焼き捨てられたのか」『週刊文春』30 (2), 1988年1月14日

沖縄県教職員会「国旗掲揚に関する請願」1952年5月7日, 琉球政府文教局文書 (0000062782)

沖縄県議会事務局編「昭和60年第9回沖縄県議会 (定例会) 会議録 第6号 (10月16日)」1985年

「General Records of the Department of State, Central File, 1945-49 Box No.7180 Folder No.1」(シーボルトから米国国務長官に宛てた文書: 1947年9月22日付) 【0000017550】 沖縄県公文書館所蔵

Clash of Nationalisms at the 1987 Okinawa National Sports Festival (Part 2): Okinawan Particularity and the Historical Depths of the “Hinomaru” Burning Incident

KWON HakJunⁱ

Abstract : This paper examines the conflict between the logic of national integration and the historical memory of Okinawa, focusing on the “Hinomaru (Rising Sun Flag) Burning Incident” that occurred at the softball venue during the 1987 Kaiho National Sports Festival. Leading up to the festival, heavy surveillance and administrative control over daily life, combined with pressure from sports organizations threatening to change the venue, suppressed both the local consensus sought by Yomitan Village to host the event without the *Hinomaru* and *Kimigayo*, and the autonomy of local government. In response, Shoichi Chibana, who had been deeply involved in investigating the “compulsory mass suicides” (*shudan jiketsu*) at Chibichiri Gama, carried out a protest by burning the flag. This incident triggered right-wing violence and retaliatory administrative measures, expanding the controversy into a nationwide debate. During the subsequent criminal trial, the prosecution referred to the *Hinomaru* as the “national flag” in the indictment, despite its lack of legal basis at the time, leading Chibana’s defense to fiercely contest this framing by invoking a distinct “logic of history.” Although the judiciary upheld the validity of the terminology and handed down a guilty verdict based on “social custom,” this process rendered invisible the fundamental questions regarding Okinawa’s unique wartime experiences and its structural discomfort with nationalism. Ultimately, this paper analyzes the structural violence of national integration embedded in the discourse of the “apolitical nature” of sports, proposing that this incident continues to challenge the realities of democracy and local autonomy in contemporary Japan.

Keywords : Kaiho National Sports Festival, Hinomaru Burning Incident, Memories of the Battle of Okinawa, Apolitical nature of sports, Logic of the judiciary and logic of history

i Professor, College of Social Sciences, Ritsumeikan University

